

一般財団法人長崎県浄化槽協会
単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換助成事業細則

(趣旨)

第1条 この細則は、一般財団法人長崎県浄化槽協会単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換助成事業実施要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(施工業者の要件)

第2条 要綱第6条に規定する施工業者とは、次の各号をすべて満たす者とする。

- ① 一般財団法人長崎県浄化槽協会の会員である者
- ② 過年度の年会費の未納がない者
- ③ 浄化槽設備士の資格を有し、県への登録又は届出を済ませている者

(助成金の支払)

第3条 助成金は、助成金交付申請書兼実績報告書・請求書（要綱の様式第1号）の提出後、不備がない場合、書類審査が終了した月の翌月までに申請者に支払うものとする。

(不利益処分)

第4条 第2条の規定に違反した場合、当該施工業者に係る申請を次年度以降3年間停止する。

附 則（令和5年3月30日細則）

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日細則）

この細則は、令和6年4月1日から施行する。

一般財団法人長崎県浄化槽協会
 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換助成事業細則の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨) 第1条 (略)</p> <p>(施工業者の要件) 第2条 要綱第6条に規定する施工業者とは、次の各号にすべて満たす者とする。 ①一般財団法人長崎県浄化槽協会の会員である者 ②過年度の年会費の未納がない者 ③浄化槽設備士の資格を有し、県への登録又は届出を済ませている者</p> <p>(削る)</p> <p>(助成金の支払) 第3条 <u>助成金は、助成金交付申請書兼実績報告書・請求書(要綱の様式第1号)の提出後、不備がない場合、書類審査が終了した月の翌月までに申請者に支払うものとする。</u></p> <p>(不利益処分) 第4条 <u>第2条の規定に違反した場合、当該施工業者に係る申請を次年度以降3年間の申請停止する。</u></p> <p>(削る)</p> <p>附 則 (令和6年4月1日細則) この細則は、令和6年4月1日から施行する。</p>	<p>(趣旨) 第1条 (略)</p> <p>(施工業者の要件) 第2条 要綱第6条に規定する施工業者とは、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。 ①一般財団法人長崎県浄化槽協会の会員である者 ②過年度の年会費の未納がない者 ③浄化槽設備士の資格を有し、県への登録又は届出を済ませている者 ④<u>浄化槽の設置工事にあたり関係法令を厳守する者</u></p> <p>(申請件数) 第3条 <u>会員が当該年度内に申請できる申請件数は、1会員あたり3件までとする。ただし、申請物件が助成金の交付に至らなかった場合は申請件数に含めない</u></p> <p>(助成金の支払) 第4条 <u>助成金は、当該年度の年会費の納入後に支払うものとする。</u></p> <p>(その他) 第5条 <u>要綱及び本細則に違反した場合は、次のペナルティも対象とする。</u> ①<u>第2条第3号及び第4号に違反した場合は、次年度以降3年間の申請停止。</u> ②<u>上記に定めるもののほか、要綱及び本細則に違反した場合は、次年度以降1年間の申請停止。</u></p> <p>(新設)</p>

令和 6 年 4 月 1 日
(一財)長崎県浄化槽協会

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換助成事業の概要

《趣旨》

水環境の一層の保全のため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するものとし、既存の単独処理浄化槽を設置している者が合併処理浄化槽へ転換する場合、市町の補助金とは別に、当協会独自に創設した助成金制度により支援する。

1. 助成対象

(1) 助成対象地域（要綱第 2 条）

申請年度において、次の各号に掲げる区域以外の地域とする。

- ① 公共下水道事業計画区域
- ② 農業集落排水事業及び漁業集落排水事業区域
- ③ コミュニティプラント事業区域

(2) 助成対象となる浄化槽（要綱第 3 条、4 条）

専用住宅、共同住宅及び店舗兼併用住宅（この場合、住宅部分の床面積が延べ床面積の 2 分の 1 以上であること。）に設置され、かつ市町の補助対象である浄化槽であること。

(3) 助成金交付対象者（要綱第 5 条、6 条、8 条）

次の各号をすべて満たした者を助成金の交付対象者とする。

- ① 既存の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽 10 人槽以下の市町の補助対象浄化槽へ転換・設置した者
- ② 当協会の会員（要件：会費未納がない者など）である施工業者に浄化槽の設置工事を行わせた者
- ③ 当該年度の 2 月末までに、助成金交付申請書兼実績報告書・請求書を当協会あてに提出した者

2. 助成額

総事業費と市町の補助額との差額（自己負担額）について、上限 5 万円まで助成する。ただし、助成金の総額は、協会の当該年度の予算額を限度とする。

一般財団法人長崎県浄化槽協会

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換助成事業概要の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨) 水環境の一層の保全のため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するものとし、既存の単独処理浄化槽を設置している者が合併処理浄化槽へ転換する場合、<u>市町の補助金とは別に当協会独自に創設した助成金制度を創設して支援している。</u></p> <p>1 助成対象</p> <p>(1) 助成対象地域（要綱第2条）申請年度において、<u>次の各号に掲げる区域以外の地域とする。</u></p> <p>①公共下水道事業計画区域 ②農業集落排水事業及び漁業集落排水事業区域 ③コミュニティプラント事業区域</p> <p>(2) 助成対象となる浄化槽（要綱第3条、4条） <u>専用住宅、共同住宅及び店舗兼併用住宅（この場合、住宅部分の床面積が延べ床面積の2分の1以上であること。）に設置され、かつ、市町の補助対象である浄化槽であること。</u></p> <p>(3) 助成金交付対象者（要綱第5条、6条、8条） <u>次の各号をすべて満たした者を助成金の交付対象者とする。</u></p> <p>①既存の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽10人槽以下の市町の補助対象浄化槽へ転換・設置した者 ②当協会の会員（要件：会費未納がない者など）である<u>施工業者浄化槽の設置工事を行わせた者</u> ③当該年度の2月末までに、<u>助成金交付申請書兼実績報告書・請求書を当協会あてに提出した者</u></p> <p>2 助成額 <u>総事業費と市町の補助額との差額（自己負担となるであろう額）について、上限5万円まで助成する。ただし、助成金の総額は、当協会の当該年度の予算額を限度とする。</u></p>	<p>(趣旨) 当協会では、水環境の保全に向けて、単独処理浄化槽への転換を促進するため、既存の単独処理浄化槽を設置している者が合併処理浄化槽へ転換する場合は、<u>協会独自の助成金で支援します。</u></p> <p>1 助成対象の要件</p> <p>(1) 対象区域 <u>当該申請年度における、公共下水道事業計画区域、農業集落排水及び漁業集落排水採択区域及びコミュニティプラント事業区域以外の区域とする。</u></p> <p>(2) 助成対象となる浄化槽 <u>専用住宅、共同住宅及び店舗兼併用住宅（子の場合住宅部分床面積が延べ床面積の2分の1以上であること。）かつ、国庫補助対象の浄化槽であること。</u></p> <p>(3) 助成対象者 <u>既存住宅等の改造に伴い、10人槽以下の国庫補助対象浄化槽を設置した者。</u> <u>ただし、当協会会員（要件：会員未納がない者など）に浄化槽の設置工事を行わせた者。</u></p> <p>2 助成額 <u>総事業費と市町の補助額との差額（自己負担額）を上限5万円まで助成します。（ただし、助成金の総額は、当該年度の予算額を限度とする。）</u></p>

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換助成事業実施要綱

(一般財団法人長崎県浄化槽協会)

(目的)

第1条 この要綱は、既存単独処理浄化槽（以下「みなし浄化槽」という。）から合併処理浄化槽（以下「浄化槽」という。）への転換の促進を目的とし、一般財団法人長崎県浄化槽協会（以下「協会」という。）が助成金を交付する際に必要となる事項を定めるものとする。

(助成対象地域)

第2条 助成の対象となる地域（以下「助成対象地域」という。）は、申請年度において、次に掲げる区域以外の地域とする。

- ① 公共下水道事業計画区域
- ② 農業集落排水事業及び漁業集落排水事業区域
- ③ コミュニティプラント事業区域

(助成対象となる浄化槽)

第3条 市町の浄化槽補助金の対象であり、かつ、事業実施年度の2月末日までに助成金交付申請書兼実績報告書・請求書（様式第1号）が協会の理事長（以下「理事長」という。）あてに提出された浄化槽とする。

(助成に係る建築物の要件)

第4条 専用住宅、共同住宅及び店舗兼併用住宅（この場合、住宅部分の床面積が延べ床面積の2分の1以上であること。）とする。

(助成金交付対象者)

第5条 助成金を受けることができる者（以下「助成金交付対象者」という。）は、第2条から第4条までの要件を満たし、かつ第4条に規定する建築物の改修に伴い、みなし浄化槽を廃止し、処理対象人員が10人槽以下の浄化槽を設置した現所有者又は現居住者のうち、次の各号をすべて満たすものとする。

- ① 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による設置の届出を行った者
- ② 法第7条第1項及び第11条第1項に規定する検査を受検する者

- ③ 法第 8 条から第 10 条に規定する浄化槽の保守点検、清掃を実施する者
- ④ 第 6 条に規定する施工業者に浄化槽の設置工事を行わせた者

(施工業者)

第 6 条 前条第 4 号に規定する施工業者とは、協会の会員であり、別に定める要件を満たす者とする。

(助成金の交付額)

第 7 条 助成金の総額は、当該年度の予算額を限度とする。

2 助成金の 1 件あたりの交付額は 50,000 円を上限とする。

3 助成金の申請総額が予算額を超えた場合は、別に定める抽選方法により決定するものとする。ただし、抽選は予算額を超えた日までに申請があった者をその対象とする。

(助成金の交付申請)

第 8 条 助成金の交付を受けようとする者（以下「助成金交付申請者」という。）は、浄化槽の工事完了後、助成金交付申請書兼実績報告書・請求書（様式第 1 号）に次の各号に掲げる書類を添付し、理事長に申請しなければならない。

- ① 浄化槽の設置届出書表紙（市町又は保健所の受付済のもの）の写
- ② 市町の補助金交付額確定通知書の写
- ③ 設置工事に係る領収書の写
- ④ 施工時の写真（5 枚程度）
- ⑤ 振込先通帳の写（見開きページ）

2 助成金交付申請者は、助成金の交付申請に係る手続を当該浄化槽の施工業者に委託することができる。

(助成金交付額の確定)

第 9 条 理事長は、前条第 1 項の助成金交付申請書兼実績報告書・請求書の提出があった場合は、速やかに書類審査を行い、適正と認められたときは、助成金交付額確定通知書（様式第 2 号）により助成金交付額の確定を助成金交付申請者に通知するものとする。

(交付の取消し及び返還請求)

第10条 理事長は、助成金交付対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付の全部又は一部を取り消し、返還を請求することができる。

- ① 不正の手段を用いて助成金の交付を受けたとき。
- ② 第5条の各号に違反したとき。
- ③ 第6条に違反したとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に必要な事項については理事長が別に定める。

附 則 (令和5年3月30日要綱)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年4月1日要綱)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条及び第8条第1項関係）

助成金交付申請書 兼実績報告書・請求書

令和 年 月 日

一般財団法人長崎県浄化槽協会
理事長 様

設置者（助成金交付申請者）

住所

氏名

印

電話

施工業者（会員）

住所

社名

電話

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換助成事業実施要綱第8条第1項の規定に基づき、関係書類を添付のうえ助成金の交付申請及び実績報告をし、交付を請求します。

交付請求額	() 円						
設置場所							
工事完了日	令和 年 月 日						
保守点検業者							
添付書類	①設置届（写） ②市町の補助金交付額確定通知書（写） ③設置工事領収書（写） ④施工時の写真 ⑤振込先通帳（見開きページ）						
助成金振込先	金融機関名	銀行・郵便局					
		本店・支店					
	口座番号 （右詰記載）						
	種別	1. 普通			2. 当座		
	ふりがな 口座名義						

様式第2号（第9条関係）

助成金交付額確定通知書

令和 年 月 日

申請者 様

令和 年 月 日付けで申請のあった、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換助成事業については、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換助成事業実施要綱第9条第1項の規定に基づき下記のとおり確定したので通知します。

記

交付確定額 円

一般財団法人長崎県浄化槽協会

理事長 印

一般財団法人長崎県浄化槽協会
 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換助成事業実施要綱の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(目的) 第1条 (略)</p> <p>(助成対象地域) 第2条 助成の対象となる地域(以下「助成対象地域」という。)は、<u>申請年度において、次に掲げる区域以外の地域とする。</u></p> <p>①<u>公共下水道事業計画区域</u> ②<u>農業集落排水事業及び漁業集落排水事業区域</u></p> <p>③コミュニティプラント事業区域</p> <p>(助成対象となる浄化槽) 第3条 <u>市町の浄化槽補助金の対象であり、かつ、事業実施年度の2月末日までに助成金交付申請書兼実績報告書・請求書(様式第1号)が協会の理事長(以下「理事長」という。)あてに提出された浄化槽とする。</u></p> <p>(助成に係る建築物の要件) 第4条 (略)</p> <p>(助成金交付対象者) 第5条 助成金を受けることができる者(以下「助成金交付対象者」という。)は、第2条から第4条までの要件を満たし、かつ、<u>第4条に規定する建築物の改修に伴い、みなし浄化槽を廃止し、処理対象人員が10人槽以下の助成対象浄化槽を設置した現所有者又は現居住者のうち、次の各号を全て満たす者とする。</u></p> <p>①<u>浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)</u>第5条第1項の規定による設置の届出を行った者 ②<u>法第7条第1項及び第11条第1項に規定する法定検査を受検する者</u> ③<u>法第8条から第10条に規定する浄化槽の保守点検、清掃を実施する者</u> ④<u>第6条に規定する施工業者に浄化槽の設置工事を行わせた者</u></p> <p>(削る)</p>	<p>(目的) 第1条 (略)</p> <p>(助成金対象地域) 第2条 助成の対象となる地域(以下「助成対象地域」という。)は、次に掲げる区域以外の地域とする。</p> <p>①<u>当該申請年度における下水道事業計画区域</u> ②<u>当該申請年度における農業集落排水事業及び漁業集落排水事業採択区域</u> ③<u>当該申請年度におけるコミュニティプラント事業区域</u></p> <p>(助成金の交付対象となる浄化槽) 第3条 <u>浄化槽設置整備事業における国庫補助指針に適合する浄化槽であって、市町の補助対象浄化槽とする。</u></p> <p>(助成金の交付対象となる建築物) 第4条 (略)</p> <p>(助成金の交付対象者) 第5条 助成金を受けることができる者(以下「助成金交付対象者」という。)は、助成対象地域内においてみなし浄化槽を設置しており、<u>既存の住宅等の改修に伴い、処理対象人員が10人槽以下の助成対象浄化槽を設置した現所有者又は現居住者のうち、次の条件を全て満たす者とする。</u></p> <p>①<u>浄化槽法(昭和58年法律第43号)第5条第1項の規定による設置の届出を行った者</u> ②<u>浄化槽法第7条第1項及び第11条第1項に規定する法定検査を受検する者</u> ③<u>浄化槽法第8条から第10条に規定する浄化槽の保守点検、清掃を実施する者</u> ④<u>協会会員であって本要綱第6条に規定する要件等を満たすもの(以下「施工業者」という。)</u>に浄化槽の設置工事を行わせた者</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては助成金を交付しない。</u> ①<u>住宅を借りている者で、賃貸人の承諾を得ずに浄化槽を設置した者</u></p>

改正後	改正前
<p>(施工業者)</p> <p>第6条 前条第4号に規定する施工業者とは、協会の会員であり、別に定める要件を満たす者とする。</p> <p>(助成金の交付額)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 助成金の1件あたりの交付額は、50,000円を上限とする。</p> <p>3 助成金の申請総額が予算額を超えた場合は、別に定める抽選方法により決定するものとする。ただし、抽選は予算額を超えた日までに申請があった者をその対象とする。</p> <p>(助成金の交付申請)</p> <p>第8条 助成金の交付を受けようとする者（以下「助成金交付申請者」という。）は、浄化槽の工事完了後、助成金交付申請書兼実績報告書・請求書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付し、理事長に申請しなければならない。</p> <p>①浄化槽の設置届出書表紙（市町又は保健所の受付済のもの）の写</p> <p>②市町の補助金交付額確定通知書の写</p> <p>③設置工事に係る領収書の写</p> <p>④施工時の写真（4枚程度）</p> <p>⑤振込先通帳の写（見開きページ）</p> <p>2 助成金交付申請者は、助成金の交付申請に係る手続を当該浄化槽の施工業者に委託することができる。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(助成金交付額の確定)</p> <p>第9条 理事長は、前条第1項の助成金交付申請書兼実績報告書・請求書の提出があった場合は、速やかに書類審査を行い、適正と認められたときは、助成金交付額確定通知書（様式第2号）により助成金交</p>	<p>②賃貸、販売を目的に住宅等に浄化槽を設置した者（個人所有を除く）</p> <p>③浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型）により浄化槽を設置した者</p> <p>(施工業者)</p> <p>第6条 本要綱で定める施工業者とは、協会の会員とする。</p> <p>(助成金の交付額)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 助成金の1件あたりの交付額は上限50,000円とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(助成金の交付申請)</p> <p>第8条 助成金の交付を受けようとする者（以下「助成金交付申請書」という。）は、浄化槽の着工前までに、助成金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付し、理事長に申請しなければならない。</p> <p>①浄化槽の設置届出書（市町村又は保健所の受付済のもの）の写し</p> <p>②助成金の交付を受ける者が、土地、住宅等の所有者と異なる場合はその所有者の同意を得ている旨を証する書類（様式第2号）</p> <p>③誓約書（様式第3号）</p> <p>④市町の補助金交付決定通知書の写し及び設置工事見積書（総事業費）の写し</p> <p>⑤その他理事長が必要と認める書類</p> <p>2 助成金交付申請書の書類審査を行った後、助成金交付申請者に対し速やかに助成金申請受理通知書（様式第4号）を送付する。</p> <p>3 助成金の申請総額が予算額を超えた場合は、別に定める抽選方法により受理又は不受理を決定するものとする。ただし、抽選は予算額を超えた日に申請があったものを対象とする。</p> <p>4 前項の結果、受理された者には助成金申請受理通知書、不受理となった者には助成金申請不受理通知書（様式第5号）を送付する。</p> <p>(実績報告書)</p> <p>第9条 助成金交付申請者は、設置工事の完了後1カ月以内又は当該年度の3月1日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第6号）に設置工事請求書又はその領収書の写しを添付し、理事長に提出しなければな</p>

改正後	改正前
<p><u>付額の確定を助成金交付申請者に通知するものとする。</u></p> <p><u>(交付の取消し及び返還請求)</u></p> <p>第10条 理事長は、助成金交付対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付の全部又は一部を取消し、返還を請求することができる。</p> <p>①不正の手段を用いて助成金の交付を受けたとき。</p> <p>②第5条第1項の各号に違反したとき。</p> <p>③第6条に違反したとき。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(その他)</p> <p>第11条 この要綱に定めるもののほか、<u>助成金の交付に必要な事項については理事長が別に定める。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>附 則 (令和6年4月1日要綱)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この要綱は、令和6年4月1日から施行する。</u></p> <p>*様式の改正分は省きます。</p>	<p><u>らない。</u></p> <p><u>(助成金交付の決定)</u></p> <p>第10条 理事長は、<u>前条の規定による実績報告書の提出があった場合は、速やかに書類審査を行い、適正と認められた場合は、助成金交付決定通知書(様式第7号)により助成金交付申請者に通知するものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により不適正と認めた場合又は当該年度の3月1日までに施工業者から会員年会費の納入がなかった場合は助成金不交付とし、助成金不交付決定通知書(様式第10号)により助成金交付申請者に通知するものとする。</u></p> <p><u>(交付の取消し)</u></p> <p>第11条 理事長は、助成金交付対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>①不正の手段を用いて助成金の交付を受けたとき。</p> <p>②本要綱第5条第1項の各号に違反したとき。</p> <p>③助成金交付申請書を提出後、6ヵ月を経過しても実績報告書の提出がないとき又は当該年度の3月1日までに実績報告書の提出がないとき。</p> <p><u>(申請内容の変更等)</u></p> <p>第12条 助成金交付申請書の内容を変更しようとする場合又は設置工事を中止する場合は、<u>変更・中止申請書(様式第8号)を理事長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の申請書の提出があった場合、理事長は、変更・中止承認通知書(様式第9号)により変更又は助成金の申請を中止することができる。</u></p> <p>(その他)</p> <p>第13条 この要綱に定めるもののほか<u>助成金の交付に必要な事項については理事長が別に定める。</u></p> <p>(新設)</p>



着工前



基礎コンクリート打設



本体

メーカー/型式





埋め戻し



完成
(可能であれば全景)